



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 4 日 (金)
第 8 2 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例等に基づく知事の権限の委任 (51) (財源確保推進課) 2
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (52) (〃) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (53) (福祉保健課) 2
	生産出荷近代化計画の変更 (54) (生産振興課) 3
	保安林の指定の解除予定 (55) (森林・林業総室) 3
	公共測量の終了 (56) (技術企画課) 3
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (57) (東部総合事務所農林局) . . . 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (58) (西部総合事務所県土整備局) 4
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (中部総合事務所農林局) 4
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (日野総合事務所県土整備局) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 5

告 示

鳥取県告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。）及び鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第59号。以下「規則」という。）に基づく知事の権限を次のとおり委任するので、規則第8条の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任する権限

条例及び規則に基づく権限（教育委員会が管理する県有地等（条例第2条第1号に規定する県有地等という。）に係るものに限る。）

2 委任先

教育委員会教育長

鳥取県告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県母子福祉資金貸付金（平成4年度貸付決定番号第A11539号、平成5年度貸付決定番号第A11553号及び平成7年度貸付決定番号第A11593号に係るものに限る。）及び鳥取県寡婦福祉資金貸付金（昭和54年度貸付決定番号第B20117号に係るものに限る。）

3 委託期間

平成23年1月17日から同年3月31日まで

鳥取県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
うなばら薬局	西伯郡日吉津村日吉津1582-1	平成23年1月15日

ひがみ耳鼻いんこう科・いびき睡眠クリニック

西伯郡日吉津村日吉津1584-3

平成23年1月28日

鳥取県告示第54号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき定めた生産出荷近代化計画を次のとおり変更したので、同法第9条第1項の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更に係る生産出荷近代化計画の野菜指定産地及び指定野菜の種別

野菜指定産地	指定野菜の種別
鳥取県西部	冬にんじん
鳥取西部	春ねぎ
鳥取西部	夏ねぎ
鳥取西部	秋冬ねぎ

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県農林水産部生産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第55号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市本高字下土居ノ一486の2、487の1（次の図に示す部分に限る。）、487の2、487の3
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第56号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量（米子境港都市計画図作成）

- 2 作業地域 境港市全域
- 3 終了年月日 平成23年1月14日

鳥取県告示第57号

鳥取市が行う土地改良事業に係る福井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成23年2月4日から同年2月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

鳥取県告示第58号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

土地改良事業の名称	工事完了年月日
基幹農道整備事業 汗入地区 農道整備	平成22年3月30日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月4日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

開発者の	開発行	変更後の内容	
		土地の面積	

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	住所又は 主たる事 務所の所 在地	為を行 う土地 の所在 地	開発行為 の目的	開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積	開発行為の 工期	開発行為 の変更の 許可年月 日
有限会社呉島 組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸149 - 2	倉吉市 栗尾地 内	真砂土の 採取	6. 3656 ヘ クター	6. 3051ヘ クター	3. 5849ヘ クター	平成23年1 月21日から 平成28年1 月20日まで	平成23年 1月21日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月4日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在 地及び面積	採取をする岩石 の種類及び数量	採取の期間	
株式会社江美 砕石工業 代表取締役 中村 臣成	米子市日ノ出 町一丁目13— 34	日野郡江府町 大字江尾字大 平1647—1他 41筆（175,362 平方メートル）	安山岩（380,267 立方メートル）	平成23年1月29日 から平成27年1月 28日まで	平成23年1月21日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調 達 件 名 及 び 数 量 県立学校教室用パソコン等賃貸借（中部地区：4校分） 一式
- 契 約 方 式 一般競争入札
- 落 札 日 平成22年12月15日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社ケイズ
米子市両三柳2864-16
- 落 札 金 額 22,561,455円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 入 札 公 告 日 平成22年11月5日
- 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 契約事務担当部局の名称
及び所在地 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271